



みどりの協定を締結してください



みどりの協定とは・・・

次ページに記載されている法令に係る開発行為・建築行為を行う方が、当該行為の許可や届出等を行う際、自然環境の維持や回復等のために、知事と「みどりの協定」を締結していただくものです。

※根拠規定：「自然環境保全条例」（昭和47年県条例第52号）第22条
「みどりの協定実施要綱」（昭和51年7月1日施行、平成30年10月1日改正施行）



緑地率は、原則として、市街化区域内では15%以上 市街化区域外では20%以上

開発しようとする区域面積に対して、「緑地」（樹木等でおおわれた土地）の面積の割合（「緑地率」といいます。）を、原則として、市街化区域内では15%以上、市街化区域外の場合では20%以上確保していただきます。

ただし、住宅の造成の場合には、開発面積や用途地域が定められているかどうかにより、2%から40%の範囲の割合になりますので、最終ページの窓口にお問合せください。



協定期間は、協定締結の日から10年間

協定締結の日から10年間を協定期間とします。



協定期間終了後、原則として協定を更新してください

せっかく、10年間維持されてきた緑地ですので、協定期間終了後も緑地を維持していただくため、原則として協定の更新を行っていただきます。



横浜市・川崎市 については、緑に関する別の制度があります。また、相模原市・横須賀市・鎌倉市・平塚市・藤沢市・小田原市については、一部行為がみどりの協定の対象外となっています。
詳細はそれぞれの市にお問合せください。



みどりの協定の対象となる行為について

以下の開発行為等で開発区域面積が1 ha以上の場合には、知事と緑地に関する協定を締結していただきます。

詳細は、最終ページの窓口にお問合せください。

◇ 次に規定する「土地の区画形質の変更」・「水面の埋立て」を伴う開発行為

- ① 公有水面埋立法第2条に規定する行為
- ② 採石法第33条に規定する行為
- ③ 森林法第10条の2第1項に規定する行為
- ④ 農地法第4条第1項及び第5条1項に規定する行為
- ⑤ 自然公園法第20条第3項第1号から第10号、第21条第3項第1号（第20条第3項第15号及び第16号に掲げる行為は除く）から第2号及び第33条第1項に規定する行為
- ⑥ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第7条第1項及び第8条第1項に規定する行為
- ⑦ 首都圏近郊緑地保全法第7条第1項に規定する行為
- ⑧ 砂利採取法第16条に規定する行為
- ⑨ 都市計画法第29条に規定する行為
- ⑩ 都市計画法第29条第1項第3号に規定する開発行為で、神奈川県土地利用調整条例第3条第1項に規定する行為
- ⑪ 都市緑地法第8条第1項及び第14条第1項に規定する行為
- ⑫ 神奈川県立自然公園条例第19条第1項第1号から第8号及び第21条第1項に規定する行為
- ⑬ 土採取規制条例第3条第1項に規定する行為
- ⑭ 自然環境保全条例第8条及び第14条第1項第1号から第7号に規定する行為
- ⑮ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例第9条第1項及び第11条第1項に規定する行為
- ⑯ 県内市町村の風致地区条例において、許可を要する行為として規定する行為

◇ 次に規定する「建築物の建築」

- ⑰ 大規模小売店舗立地法第5条

※ ただし、次の行為については、対象としません。

- 農地の一時転用、農地造成（全面農地利用、農業振興地域整備計画への位置づけ）
- 工場立地法第6条に規定する工場及び事業場の設置に係る開発行為
- 専ら道路の建設を目的とするもの
- 市街化区域における分譲を前提とした開発行為で、分譲後、管理組合等の設立予定がないもの



1,000㎡ ～ 1 ha未満の開発行為等を実施する方へ

知事との「みどりの協定」の締結を希望される場合には、締結をすることができます。その場合、協定の内容は、1 ha以上の場合と同じになります。

※ 詳細は、裏面の窓口にお問合せください。

緑地率の具体の算定方法、提出書類等については、「みどりの協定実施要綱」に定められています。詳細は、裏面の窓口にお問合せください。

- | | |
|--|---------------------|
| ● 既存樹林地の面積の算定方法 | ● 植栽樹木1本当たりの樹冠換算面積 |
| ● 芝等の換算方法 | ● 神奈川県に適した樹木（推奨樹木）等 |
| ● 植栽等留意事項 | ● 必要図面等 |
| ● 例外的に屋上緑化・壁面緑化、太陽光パネルの設置等が緑地に換算できる場合とその算定方法 等 | |



協定を締結された方へ

- 緑化が完了したときには、その旨を知事あてに報告していただきます。
- 協定締結者が代わられる場合は、変更の手続きをお願いします。
 - ※ みどりの協定を締結している土地の所有権などを移転する場合は、知事への届け出をお願いします。みどりの協定は、新たに所有権を得た方等を締結者として引き継がれることになります。
- 緑化完了後5年目及び協定更新時に生育状況についてお伺いします。
 - ※ 対象となる時期になりましたら、各地域県政総合センター環境部からご連絡いたします。緑地の状況をお伺いするほか、育成状況の写真を提出していただきます。



要綱改正施行に伴う注意点

（要綱の最終改正は平成30年10月1日）

- ・ 緑地率や協定期間について、平成23年4月1日で制度の改正を行いました。
- ・ 壁面緑化の算定方法等について、平成30年10月1日で制度の改正を行いました。
- ・ ただし、既に締結されている協定については、協定期間が満了するまでの間は、これまでの協定の基準が適用になります。詳細は、お問合せください。



お問合せ先

みどりの協定に関するお問合せ、具体の事務の手続きについては、開発行為地等を所管する各地域県政総合センター環境部にお願いします。

※ 横浜市、川崎市には、緑に関する別の制度がありますので、それぞれの市にお問合せください。

横須賀三浦地域県政総合センター環境

管轄：横須賀市(※)、鎌倉市(※)、
逗子市、三浦市、葉山町

〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19
(横須賀合同庁舎内)
電話 046-823-0210 (代表)

県央地域県政総合センター環境部

管轄：相模原市(※)、厚木市、
大和市、海老名市、座間市、
綾瀬市、愛川町、清川村

〒243-0004 厚木市水引2-3-1
(厚木合同庁舎内)
電話 046-224-1111 (代表)

湘南地域県政総合センター環境部

管轄：平塚市(※)、藤沢市(※)、
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、
寒川町、大磯町、二宮町

〒254-0054 平塚市中里50-1
(旧県立平塚商業高校)
電話 0463-45-3150 (代表)

県西地域県政総合センター環境部

管轄：小田原市(※)、南足柄市、
中井町、大井町、松田町、
山北町、開成町、箱根町、
真鶴町、湯河原町

〒250-0042 小田原市荻窪350-1
(小田原合同庁舎内)
電話 0465-32-8000 (代表)

(※) 相模原市、横須賀市、鎌倉市、平塚市、藤沢市、小田原市については、一部行為がみどりの協定の対象外となっています。

(※) 相模原市については、開発行為の内容や開発を行う地域により、市の担当課が異なります。

詳細はお問合せください。

みどりの協定制度全般についてのお問合せは
神奈川県 環境農政局緑政部 自然環境保全課 緑地・自然公園グループへ
電話 045-210-1111 内線 4314

みどりの協定実施要綱・緑化基準等は、以下のホームページからご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12201/>